



母子家庭のお母さんへ

高等技能訓練促進費給付の期間限定拡充のおしらせ！！

母子家庭のお母さんが経済的な自立に効果的な資格を取得するための
高等技能訓練促進費の支給要件が**6月から**拡充されました。

【対象資格】 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師、歯科衛生士などの資格取得のため2年以上養成機関等で修学する児童扶養手当の受給者、または同様の所得水準の母子家庭の母
(その他、ご希望の資格があれば、ご相談ください。)

【支給期間】 修学期間の2分の1の期間 → **修学期間の全期間**
(申請のあった月から対象となります。)

【支給金額】 <高等技能訓練促進費>

市民税非課税世帯 月額 103,000円 → **141,000円**
課税世帯 月額 51,500円 → **70,500円**

<入学支援修了一時金>

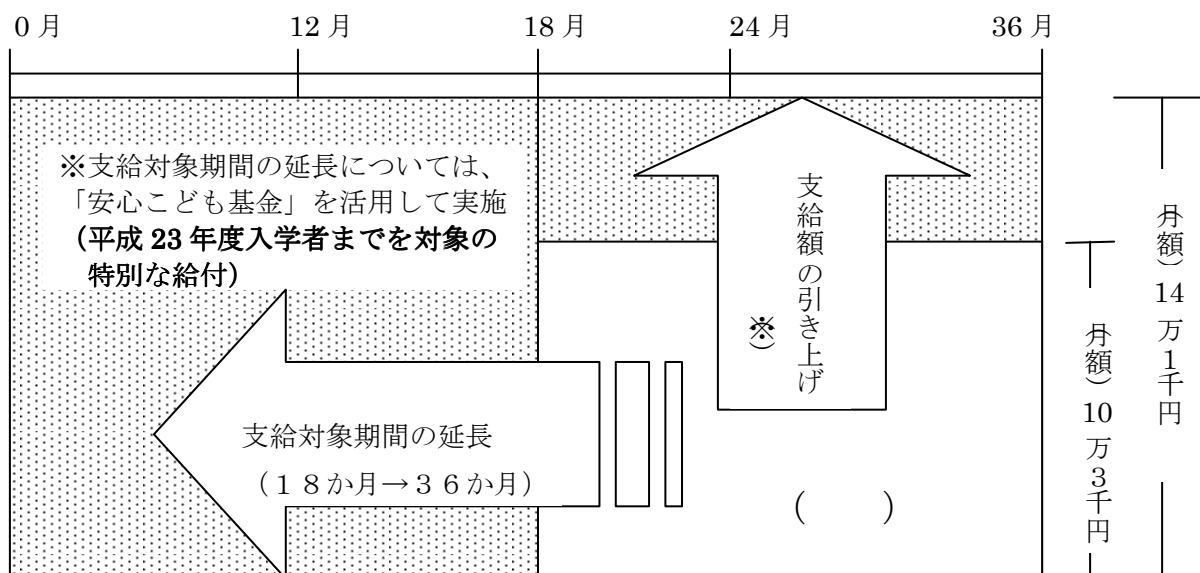
*修了日を経過した日以降に支給

(修業開始日及び修了日において要件を満たす母子家庭の母であること)

市民税非課税世帯 支給額 50,000円

課税世帯 支給額 25,000円

例) 3年間の看護師養成コースを利用する場合 (住民税非課税世帯)



※住民税課税世帯についても、(月額) 51,500円から (月額) 70,500円へ引上げ。

高砂市児童福祉課児童福祉係 母子自立支援員 村上まで

相談日 月・火・木・金曜日 TEL 079-443-9024

現在、修学しておられる方、就学をお考えの方は、今すぐ、ご相談ください。